

(参考)

国産牛のBSE対策(と畜場)

すべての牛の特定部位を除去、焼却

21ヶ月齢以上の牛について検査を実施
(20ヶ月齢以下は自治体が自主的に検査)

平成17年8月1日～

なお、制度変更に伴い生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産・流通の現場における混乱を回避する観点から、21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、経過措置(最長3年:平成20年7月まで)として引き続き国庫補助を行う。